

論 説

「持続可能性社会」法学研究（6）

「持続可能性社会」法学研究会
（代表者 榎澤能生）

スコットランドにおける土地関連法改革に関する一考察
——人権アプローチと財産権侵害——

久米一世

スコットランドにおける 土地関連法改革に関する一考察 ——人権アプローチと財産権侵害——

久米 一世

序論

1. 土地改革の展開
 - (1) 土地所有に関する概況
 - (2) 関連法
2. 判例
 - (1) 概説
 - (2) 財産権侵害が認められなかった事件
 - (3) 財産権侵害が認められた事件

結論

序 論

2019年12月12日に行われたイギリス総選挙ではボリス・ジョンソン率いる与党保守党が大勝した一方で、スコットランド独立を掲げるスコットランド国民党が議席を大きく伸ばした。選挙結果を受け、首相は Brexit 実現への強力な信任を得たようだと述べたが、スコットランド国民党のニコラ・スタージョン党首は翌13日朝「スコットランドは実にはっきりと意思表示をした。私たちはボリス・ジョンソンの政府など欲しくないし、EUを出たくない」と演説し、2014年に続く二度目の独立住民投票実施の意向を示した⁽¹⁾。

イギリスの正式名称は「グレートブリテン及び北アイルランド連合王

国」であり、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドという四つの地域からなる。イングランドとウェールズは共通の法域に属し、スコットランド、北アイルランドはそれぞれに異なる法域を有する⁽²⁾。1707年のイングランド王国との連合後もスコットランドは独自性を維持し続け⁽³⁾、1990年代以降の権限移譲の拡大と1999年のスコットランド議会の創設に伴いその傾向は強化されている⁽⁴⁾。

本稿はスコットランドにおいて近年進行中の土地関連法改革⁽⁵⁾について論じるものである。スコットランド政府が責任を負うとされる領域には、経済、教育、健康、正義、地域問題、住居、環境、機会の公平性、消費者への支援と助言、輸送および課税が挙げられる⁽⁶⁾。そのため、スコットラ

-
- (1) 下院定数650の内、与党保守党が過半数の365議席、労働党が203議席そしてスコットランド国民党が48議席という結果であった。保守党にとっては1987年以來の大勝である。BBC 2019年12月13日（最終閲覧：2020年10月3日）<https://www.bbc.com/japanese/50766470>
 - (2) 田中英夫『英米法総論（上）』（東京大学出版会、1980年）7～8頁。
 - (3) 連合によりそれまで両王国に別個に存在した議会は一つに統合されたが、その一方で、スコットランドはローマ法を基盤とした独自の法体系、固有の行政組織、イングランド国教会とは異なる別個の教会組織等を維持した。当時のスコットランド人が抱いていたイングランドに対する不信感と自国の国制を尊重しようとする意識に関する論考として以下。武田和久「一七〇七年の合同に対するスコットランド人の論理と認識」学習院史学48巻（2010年）。
 - (4) 1990年代末以降の地方への権限移譲改革とスコットランドの分離独立に向けた動きに関しては以下に詳しい。力久昌幸「スコットランドと連合王国」倉持孝司編著『「スコットランド問題」の考察』（法律文化社、2018年）。
 - (5) 法学および隣接領域でも日本における先行研究は少ないが、改革をめぐる政策展開を俯瞰できる文献の一部を解題・翻訳しているものとして以下が参考になる。原典情報も併記する。井坂友美解題・翻訳「スコットランド農村地域における土地所有モデル別の社会・経済・環境的アウトカム」のびゆく農業1047号（2020年）。S. Sterratt, J. Atterton, D. McCracken, R. McMorrán, and S. Thomson, 'Rural Scotland in Focus: Scotland's Rural College'. 2016. スコットランド・ルーラル・カレッジ HP（最終閲覧：2020年10月5日）https://www.sruc.ac.uk/info/120428/rural_scotland_in_focus
 - (6) なお、連合王国に権限が留保されている領域には、移民、憲法、対外政策、防衛がある。スコットランド政府 HP（最終閲覧日：2020年10月3日）<https://www.gov.scot/about/>

ンドにおける土地改革は、特にスコットランド議会在創設された1999年以降その勢いを増し、様々な独自の立法を重ねながら進められている。

改革の背景には、投機的土地取引による地価の高騰や国内外の不在地主による不適切な土地管理が地域社会の崩壊や自然資源の荒廃を招いているという事情がある。「誰がスコットランドを所有しているのか?」という共通のフレーズを冠した書籍がこれまでに複数出版され⁽⁷⁾、土地問題はスコットランドにおける中心的な社会問題の一つと認識されてきた。2017年にスコットランド政府は今後の土地改革の指針となる文書「スコットランドの土地に関する諸権利および責務についての声明」⁽⁸⁾を公表した。声明の冒頭で、担当省庁である環境・気候変動・土地改革省のロゼアンナ・カニングム大臣は「この声明は、人権アプローチを土地に関する諸権利および諸責務に接合し、包括的かつ持続的な経済成長と社会正義にスコットランドの都市および農村地域の土地が貢献することを奨励し続けていくという、我々の決意を示すものである」(傍点筆者)と述べ、このような声明は世界初であるとその先進性を強調した。傍点部については声明で掲げられている七原則の中の第一原則として具体化されている。

(第一原則)⁽⁹⁾

土地に関する諸権利、諸責務および公共的諸政策の全体的枠組みは、土地に関連する人権を促進し、実現させ、尊重すべきである。また公益性とよき生に寄与し、公私間の利益について均衡をはかるべきである。この枠組みは、持続可能な経済発展を支持し、環境を保護し向上させ、社会正義の達成と、より公正な社会の構築を促進するものでなければならない。(傍点筆者)

(7) 以下、その一部を挙げる。J. McEwen's, *Who Owns Scotland*, 1977, Polygon Books. A. Cramb, *Who Owns Scotland Now?*, 1996, Mainstream publishing company. A. Wightman, *Who Owns Scotland*, 1996, Canongate Books.

(8) Scottish Government, 'Scottish Land Rights and Responsibilities Statement', 2017. 当該声明における「Land Rights」とは、EU人権法上の保護の対象である「Property」の定義に限定されない諸権利および諸価値を含むものと解されるが、その定義はいまだ不明瞭である。

(9) *Ibid.*, p. 9.

声明によれば、「人権アプローチ」と接合される「土地に関連する人権」は二重の構造を有している。核心部には私的財産権保護のような市民のおよび政治的な諸権利が含まれ、外縁部に経済、社会、文化そして環境に関連する諸権利が存在する⁽¹⁰⁾。核心部と外縁部は有機的に連関し、明確な上下構造を持たない。つまり、スコットランドにおける土地改革上の理念では、財産権は関連する他の諸権利と同じ地平に置かれており、場合によっては制限を受けることがありうるのである。財産権侵害にも繋がりがねないこの政策理念は、コミュニティ等による土地先買権（a pre-emptive right to buy）に関する立法等によって具体化された。詳細は後述するが、現在では特定の場合に一定の条件を満たすことによって、コミュニティ等には地主の同意の有無に関わらず当該土地を購入する権利が付与されており、財産権侵害であるとして実際に地主側が提訴する事態も生じている。

法学的見地からスコットランドにおける一連の土地関連法改革を俯瞰した際に最も論争的であるのは、この人権法上の財産権と関連法令の衝突に関する論点であろう。本稿では、第一章でスコットランドの土地関連法改革についてその展開を概観した上で、第二章では関連する判例の検討を通じて同改革の現状と課題について整理する。そして結論として、スコットランドの土地改革における人権アプローチの今後について考察を行いたい。

1. 土地改革の展開

（1）土地所有に関する概況

スコットランド全体の土地面積は約780万 ha、人口は約550万人であり、いずれも北海道と同規模である。スコットランドを構成する32の地域は面積および人口の差が激しく、都市部と農村地域との間で特に顕著であ

(10) *Ibid.*, Annex A.

る⁽¹¹⁾。農用地面積は566万 ha⁽¹²⁾とスコットランド全体の面積の約7割を占めるが、近年では放棄された土地の増加によって地域コミュニティが負の影響を受けており、深刻な社会問題となっている。2019年の統計では、農村地域で放棄された土地と都市部の遊休地を合わせると10,926haであり、そのうちの81%である8,866haが農村地域で放棄された土地であった⁽¹³⁾。このような適切な土地利用がなされていない土地を含めて、スコットランドは歴史的に私有地の面積割合が高い地域である。現在の土地所有構造の基礎を形作ったのは、17世紀から19世紀後半にかけて生じた少数の地主への土地集約であり、1872年にはスコットランド全体の土地面積の9割が、1380人の地主によって所有されていたという⁽¹⁴⁾。2010年の農村地域に関する統計では、スコットランド全体の土地面積の83.1%が私的所有地で、438人の地主が私有地の半分を所有している⁽¹⁵⁾。少数者への土地の集約状態は以前から社会問題視されており、近年の土地改革へとつながった⁽¹⁶⁾。

土地改革にいたるスコットランドにおける社会背景の一端を垣間見られる資料としては、土地改革に関する政府の諮問機関である土地委員会⁽¹⁷⁾

(11) STATISTICS. GOV. SCOT (最終閲覧：2020年10月4日) <https://statistics.gov.scot/atlas/resource?uri=http://statistics.gov.scot/id/statistical-geography/S92000003>

(12) Scottish Agricultural Census: June 2019.

(13) A National Statistics publication for Scotland, 'Scottish Vacant and Derelict Land Survey', 2019.

(14) この期間における土地所有構造の変化については以下に詳しい。Land Reform Review Group, 'The Land of Scotland and the Common Good', 2014, p. 161.

(15) A. Wightman, *The Poor Had No Lawyers*, 2010, Birlinn, pp. 105-106.

(16) 人権アプローチを採用する近年におけるスコットランドの土地改革を理解する上でスコットランド人権委員会が公表している以下の戦略プランが参考になる。Scottish Human Rights Commission, 'Strategic Plan 2020-2024: Strategic Priority 3: Building wider ownership of human rights', 2020.

(17) 土地委員会は Land Reform (Scotland) Act 2016に基づき2017年4月1日に創設された公共組織である。土地改革関連の法整備等に関して戦略プランを策定

が2019年に公表した「スコットランドにおける大規模化および集約化された土地所有に関連する諸問題についての調査報告」⁽¹⁸⁾が有益である。同報告は、スコットランドの中でも特に、少数の個人や機関に土地が所有されている傾向が顕著な地域に限定して、その地域で居住または就労している407人に対して行った、土地所有が社会経済等に与える影響に関する意識調査である。調査は6項目（地域経済における機会、農業、地域における住宅需要、コミュニティおよび社会的結束、自然および建築環境、土地管理）に対して行われた。少数による私有地の独占がコミュニティに与える影響という点については、地主の人的ネットワークやコネクションの存在が、コミュニティを土地に関するあらゆる決定プロセスから排除している実態⁽¹⁹⁾や、地元の地主の意向に逆らうことで、住居や就労に際して報復を受けるのではないかという強い懸念が地域住民の中に存在する現状⁽²⁰⁾が、複数の回答から浮かび上がる。

スコットランド政府は土地改革を通じて多様な土地所有形態の発展を目指しているが、農村地域における私的所有地のうち、コミュニティによって所有されているのは全体のわずか4%にすぎず、多様な主体による土地所有を目指す土地改革はいまだ道半ばにある⁽²¹⁾。

しスコットランド政府に提言する等、政策の方向性を定める上で重要な役割を担う。土地委員会が改革の中心課題としているのは、土地の独占によって生じるコミュニティへのダメージの緩和である。

土地委員会 HP：（最終閲覧：2020年10月27日）<https://landcommission.gov.scot/our-work/ownership/scale-and-concentration-of-land-ownership>

(18) S. Glenn, J. MacKessack-Leitch, K. Pollard, J. Glass and R. McMorran, 'Investigation into the Issues Associated with Large scale and Concentrated Landownership in Scotland', 2019, Scottish Land Commission.

(19) *Ibid.*, p. 24.

(20) *Ibid.*, p. 27.

(21) Scottish Land Commission HP（最終閲覧：2020年10月26日）<https://landcommission.gov.scot/our-work/ownership/scale-and-concentration-of-land-ownership>

(2) 関連法

スコットランドの土地改革の歴史は古いが、近年における一連の動向に限定するならば、その端緒はスコットランド省政府によって1997年に土地改革政策団体⁽²²⁾が創設されたことであろう。同団体では、スコットランド省の農業・環境・漁業省大臣であったセウエル卿⁽²³⁾が議長となり、スコットランド農村地域を改革するための提案を策定することを目的に、改革にかかる費用、法律・行政面との連携、地域社会における社会と経済の発展および自然遺産に与えるであろう影響等を念頭に置いた、幅広い視野での検討がなされた。

土地改革政策団体による最終提案書⁽²⁴⁾で取り上げられたトピックは、法改革、土地改革立法、農村地域及び自然資源、農業借地そしてクロフティング⁽²⁵⁾と広範に及ぶ。また、土地改革における画期的立法である封建借地等廃止法やコミュニティ等への先買権の付与に関する事項についても言及されていた。1999年7月、連合王国からの権限移譲を受けて新しく成立したスコットランド政府は、最終報告書に基づく土地改革プログラムを採用した。同年9月に政府は土地改革行動計画を公表し、同年11月にはスコットランド議会において初めての議論がなされ、翌2000年に封建借地等廃止（スコットランド）法⁽²⁶⁾（以下「2000年封建借地等廃止法」）が成立することとなった。

本稿次章で検討する Salvesen 対 Riddell 事件⁽²⁷⁾は、土地改革の一環とし

(22) Land Reform Policy Group.

(23) Lord John Sewel. 当時の時点で、セウエル卿は農村地域研究に関して30年以上の経験を有しており、スコットランド議会の創設にも尽力した。

(24) Land Reform Policy Group, 'Recommendations for Action', 1999.

(25) スコットランドのハイランド地方および島嶼部において今もなお存在している小作農をクロフター、彼らが保有している小作地をクロフトと呼ぶ。クロフティングとは、クロフターによるクロフトの経営を意味する。なお、クロフターに関しては以下の論考に詳しい。安藤光義解題翻訳「スコットランドのクロフター」のびゆく農業1035号（2017年）。

(26) Abolition of Feudal Tenure etc. (Scotland) Act 2000 (asp 5).

てなされた農業借地法改革によって財産権侵害が生じたとする地主が提訴した事件であるため、ここでスコットランドにおける農業借地法をめぐる状況についても概要を整理しておく。

スコットランドにおける農業借地法の歴史は古く、1449年にはすでに地主からの立退強制から借地人を保護する立法がなされていた⁽²⁸⁾。改良費補償規定を中心とした借地権保護が初めて法律に明文化されたのは、1883年の農業借地（スコットランド）法⁽²⁹⁾においてである。戦後の1949年農業借地（スコットランド）法⁽³⁰⁾から1991年農業借地（スコットランド）法（以下「1991年農業借地法」）に至るまで、借地人が同意しない限り法定更新される年極め不動産権を認めること等によって、借地権は強力に保護されてきた⁽³¹⁾。しかし、強力な借地権保護は地主による土地の貸し渋りを生じさせた⁽³²⁾。農業への新規参入者を確保するためにも一定の借地面積を確保しておくことは農業政策上重要⁽³³⁾であるが、地主の貸し渋りに加え、1920年代以降、第一次世界大戦の影響を受けた経済の落ち込みや税負担に耐えきれず、大規模な所領の解体と借地人への土地の売り渡しが進んだ結果、現在では、スコットランドにおける借地面積は約20%にまで減少してしまった⁽³⁴⁾。また、1991年農業借地法の借地権保護規定の適用を回避する

(27) *Salvesen v. Riddell* [2013] UKSC22.

(28) なお、現行法である。The Leases Act 1449. H. Lean, 'Agricultural Tenancy Legislation and Public Policy Considerations in Scotland', M. M. Combe, J. Glass and A. Tindley (eds), *Land Reform in Scotland*, 2020, Edinburgh University Press, p. 311.

(29) *Agricultural Holdings (Scotland) Act 1883*.

(30) *Agricultural Holdings (Scotland) Act 1949* (c. 75) s. 3. 同法は1991年農業借地法の制定により廃止された。

(31) *Agricultural Holdings (Scotland) Act 1991* (c. 55) s. 3.

(32) この展開は基本的にイングランド等とも軌を一にしている。イングランドの農業借地法をめぐる近年の法改正に関しては以下。久米一世「伝統的イギリス農業借地法制に対する1995年農地経営借地法の影響について」農業法研究48号(2013年)。

(33) Scottish Government, 'Review of Agricultural Holdings Legislation : Final Report', 2015, p. 3.

ために、有限責任組合制度に基づく新しい契約形式が広く採用される状況も生じた⁽³⁵⁾。この契約形式は1991年農業借地法2条において認められており、合法的なものである。1907年有限責任組合法⁽³⁶⁾に基づき、地主を有限責任組合員、借地人を無限責任組合員とし、農地は有限責任組合員から無限責任組合員に貸し出される。そうすることで、地主は借地契約期間を有限責任組合制度の統制下でコントロールすることが可能となり、借地期間以外の点については1991年農業借地法の統制を受けることとなる。90年代以降、この形式で行われる農地貸借契約が一般的となり、有限責任組合制度で擬制されていない契約が交わされることは稀となった⁽³⁷⁾。

以下では、近年における土地関連法改革の分水嶺となる2000年封建借地等廃止法に始まる関連立法について、特に本稿と関連するコミュニティ等による土地先買権に関する規定の展開を軸に整理する。

(a) 2000年封建借地等廃止（スコットランド）法

スコットランドにおける土地保有に関連する法体系は、近年まで封建的保有態様を維持していた。Feu という語は、元来ラテン語の「feudum」に由来し、純然たる軍役奉仕からなる封建的保有態様を意味するが、スコットランドでは歴史的にも、軍役奉仕に代わる穀物または金銭による封

(34) A National Statistics publication for Scotland, 'Results from the June 2016 Scottish Agricultural Census', 2016, p. 62. なお、借地人のいる土地の評価額は借地人のいない土地のそれと比べて50～60%低い。Scottish Parliament Information Centre, 'Tenant farming', 2014, p. 13.

(35) Limited Partnerships Act 1907 (c. 24). 1991年農業借地法は49年法の借地権保護規定を基本的に引き継いでいるが、同時にそれを回避する抜け道も用意した。同法2条(b)は「その土地における利益に関わる人物によって付与された借地」に関しては、年極め不動産権としなくてもよいとしている。すなわち、地主が有限責任組合員として関わることで、実態としては定期借地権として借地契約を締結することが可能となった。Agricultural Holdings (Scotland) Act 1991 (c. 55) s. 2 (b).

(36) Limited Partnerships Act 1907 (c. 24).

(37) H. Lean, 'Agricultural Tenancy Legislation', M. M. Combe, J. Glass and A. Tindley (eds), 2020, *op. cit.*, p. 316.

主・封臣間における土地保有関係を意味した⁽³⁸⁾。そのためスコットランドにおける Feu に基づく保有権は、封主の上位所有権（dominium directum）を保持した借地権として機能し、契約で定めた年間地代（feuduty）を支払うことによって封臣の土地保有権が保障され、その権利は相続の対象となった⁽³⁹⁾。このような階層的な土地保有関係は、一つの不動産に対して複数の保有者を生じさせるものであり、前近代的遺物として現代化の必要性が長く論じられてきた。そのひとつの到達点が、1974年に土地保有改革（スコットランド）法⁽⁴⁰⁾の制定であり、封建借地の新規設定を禁止し、既存のものについては補償規定を定めることとなった⁽⁴¹⁾。

2000年封建借地等廃止法は、1974年の法律と比べても広範かつ根本的な問題解決を目指して制定された法律である。封建借地に関する封建的不動産権設定証書には、一般的にその使用、維持、建築制限等についての諸条件が定められ、封建的借地契約において、上位所有権者は法律上の権能として不動産に関する諸義務を設定し、それを強制することが可能だった。しかし本法の制定によって、これらの上位所有権者の権能の多くは無効となった。そして同法により住宅用地ではない土地については175年を超える期間での賃貸借契約が禁じられ⁽⁴²⁾、スコットランドにおける不動産譲渡手続および土地保有について新たに規定がなされることとなった。

(b) 2003年土地改革（スコットランド）法

2000年封建借地廃止法以降、スコットランドでは多様な主体による土地所有を後押しする立法が続く。それは段階的に進むことになるが、その基礎となったのは2003年土地改革（スコットランド）法（以下「2003年土地改

(38) 戒能通厚・平松紘・角田猛之編訳ステアー・ソサエティ編『スコットランド法史』（名古屋大学出版会、1990年）事項英和索引・用語解説26頁。

(39) 同上。

(40) The Land Tenure Reform (Scotland) Act 1974 (c. 38).

(41) Abolition of Feudal Tenure etc. (Scotland) Act 2000 (asp 5): Explanatory note, para. 5.

(42) Abolition of Feudal Tenure etc. (Scotland) Act 2000 (asp 5) s. 67. なお住宅用の賃貸借契約については既に20年に最長期間が制限されている。Ibid., para. 6.

革法』)である。

2003年土地改革法の制定以降、法的な形式を備えたコミュニティ⁽⁴³⁾による土地購入の機運が高まっていくが、同法の制定時点では、まだコミュニティに与えられた先買権は地主に対して強制力を有するものではなかった。コミュニティが先買権を行使しうるのは、地主が土地を売却すると決めたときに限られていた⁽⁴⁴⁾。

しかし、スコットランドの歴史的コミュニティであるクロフティング・コミュニティ⁽⁴⁵⁾については、2003年土地改革法において一般のコミュニティとは別に規定が設けられた。クロフターによって構成されているクロフティング・コミュニティの多くは、農用地としての条件が悪い土地や海岸沿いの土地に形成されているが、その背景には彼らが僻地へと赴かざるを得なかった歴史が存在する。1745年にスチュワート朝復活を目的として発生したジャコバイトの反乱が鎮圧されると、反乱を支持したハイランド地方のクラン社会は解体され、ハイランド地方独特の衣装やバグパイプは禁止、ゲール語も抑圧された。徹底的な弾圧とハイランド・クリアランス⁽⁴⁶⁾と呼ばれる大規模な住民の追い出しが行われ、土地を追われた住民たちは、地主が用意した別の場所に移り住んだり、産業地帯であるスコッ

(43) 法的な形式を備えたコミュニティの範囲は郵便番号に基づく単位および住居によって定められる。Land Reform (Scotland) Act 2003 (asp 2) s. 97D (9) (a).

(44) Land Reform (Scotland) Act 2003 (asp 2) s. 47 (1).

(45) 安藤前掲注25) 2～3頁。

(46) 松下晴彦「スコットランド・ハイランドにおけるクリアランス運動について」英米文化28巻(1998年)130頁における以下の指摘は本稿との関連でも重要である。ハイランド・クリアランスは「地主の利益追求と住民の排除・配置換えとに要約され(中略)地主が自分の土地から最大の利益を得るために、最大の利益の上げられる手段を最適の場所に導入し、そこに住む人々を排除したり、将棋の駒のように別の場所に配置転換させたりするものである。このようなクリアランスは決してハイランド特有の現象ではな」い。このようなクリアランスは、現代において多くの国や地域でジェントリフィケーションとして確認されている事象との類似点が多く、コミュニティ等へ先買権を付与することの正当性を論じる際にも視野に入れるべき事象であろう。

トランド南部のローランド地方や大英帝国の植民地へと移住した。彼らの中にはこれまでよりも条件の悪い土地や海岸沿いの土地に移り住み、荒地を開拓しながら生きる道を選んだ人々もおり、そうした経緯を経て形成されたのがクロフティング・コミュニティである。

クロフターの権利保護に関する立法⁽⁴⁷⁾は1886年にはじまり、独自の理論に基づき展開して行く。しかし本稿では紙幅の都合上これ以上の詳細な整理は避け、クロフターそのものの特殊性を一定程度捨象し、近年の土地改革において奨励される多様な土地所有主体の一類型として扱うものとする。それを踏まえた上で、2003年土地改革法においてコミュニティ先買権との比較で重要なのは、クロフティング・コミュニティ先買権が、一定の条件を満たした場合について地主の意向に関わらず付与される⁽⁴⁸⁾という点である。これはクロフターが有する特殊な歴史的背景と性格に由来する差異といえよう。

(c) 2003年農業借地（スコットランド）法

土地改革の一環として、農業借地が抱える諸問題に関しても法的対応がなされていくが、その柱の一つとなったのが2003年農業借地（スコットランド）法⁽⁴⁹⁾（以下「2003年農業借地法」）の制定であった。同法には、地主と借地人の関係を土地改革と歩調を合わせる形で整序するため、地主が土地を売却する際に借地人に先買権を認める規定等が置かれた。また、有限責任組合制度に基づく契約を農業借地法制の統制下に再置することも法の目的の一つであり、定期借地権や短期借地権等の新しい借地形態を創設した。同法には有限責任組合制度を利用した借地契約を農業借地法の下での借地契約へと移行させる規定も置かれていたが、それは移行を望まない地主にとっては望ましいものではなかった。

(47) E. I. M. MacLellan, 'Crofting Law', M. M. Combe, J. Glass and A. Tindley (eds), 2020, *op. cit.*, pp. 293-310.

(48) Land Reform (Scotland) Act 2003 (asp 2) s. 72 (2).

(49) Agricultural Holdings (Scotland) Act 2003 (asp. 11).

(d) 2015年コミュニティ権限付与（スコットランド）法

2015年コミュニティ権限付与（スコットランド）法⁽⁵⁰⁾の制定によって、2003年土地改革法には3A章「放棄、懈怠または有害な土地に対するコミュニティ先買権」が追加された。3A章は、コミュニティが所轄大臣に土地先買権の実行について許可を申請し、大臣が当該許可を与えた場合、たとえ土地所有者が売却の意思を示さなかったとしても、コミュニティに対して強制的に土地を買い上げること認めるものである⁽⁵¹⁾。2003年土地改革法によってコミュニティに付与された土地先買権を強化する立法といえる。

(e) 2016年土地改革（スコットランド）法

2016年土地改革（スコットランド）法⁽⁵²⁾（以下「2016年土地改革法」）は、現在のスコットランド土地関連法改革における主軸となる法律である。2016年土地改革法で特筆されるべきは、公益を、何が持続可能な開発で何がそうでないのかを評価する際の基準として明記したことである⁽⁵³⁾が、ただし何が公益なのかは個別事例ごとに判断される⁽⁵⁴⁾。2016年土地改革法の第5章「将来の持続可能な発展のための先買権」において、持続可能な開発は公益の枠内にあるべき概念として定義された⁽⁵⁵⁾。第5章における先買権を行使しうるのはコミュニティとコミュニティが指名した第三者であり⁽⁵⁶⁾、彼らの申請内容が同法に規定された制定法上のテストをクリアした場合、担当大臣が承認を与えることによって、最終的に地主に対して

(50) Community Empowerment (Scotland) Act 2015 (asp 6).

(51) Scottish Government, 'Community Right to Buy Abandoned, Neglected or Detrimental Land: Guidance for Applications', 2018, p. 3.

(52) Land Reform (Scotland) Act 2016 (asp 18).

(53) *Ibid.*, s. 56 (2) (b).

(54) Land Reform Review Group, 'The Land of Scotland and the Common Good', 2014, p. 21.

(55) A. Ross, 'The Evolution of Sustainable Development', M. M. Combe, J. Glass and A. Tindley (eds), 2020, *op. cit.*, pp. 256-260.

(56) Land Reform (Scotland) Act 2016 (asp 18) s. 54 (1).

土地の売却が強制される⁽⁵⁷⁾。コミュニティは自らの申請について、同法56条2項に規定されている「持続可能な開発諸条件」⁽⁵⁸⁾をどのように満たすのかを説明する必要がある⁽⁵⁹⁾。

2016年土地改革（スコットランド）法

第56条2項持続可能な開発諸条件は以下の場合に充足される

- (a) 土地の移転が当該土地に関する持続可能な開発の達成を促進する見込みがあること
- (b) 土地の移転が公益にかなうこと
- (c) 土地の移転は
 - (i) 当該申請が関連するコミュニティの重要な便益に帰結する見込みがあり、
 - (ii) その重要な便益を達成するために、唯一実行可能または最も実行可能な方法であり、かつ
- (d) 当該土地への承認を与えることが、そのコミュニティに損害を生じさせる見込みがないこと。

56条2項の規定は、担当大臣が申請に対して承認を与えるか否かの判断に関わるものでもある。当該土地の移転がコミュニティに何らかの損害を与えると考えられる場合には、先買権の行使は承認されない。担当大臣は、移転に伴って生じうる損害と、移転しないことによって生じうる損害の双方について考慮し⁽⁶⁰⁾、現在の所有者や借地人が保有する土地を公益的な観点から申請者に移転すべきか否かを判断することとなる⁽⁶¹⁾。

このように、公益は2016年土地改革法第5章「将来の持続可能な発展の

(57) M. M. Combe, 'Legislating for Community Land Rights', M. M. Combe, J. Glass and A. Tindley (eds), 2020, *op. cit.*, p. 169.

(58) Land Reform (Scotland) Act 2016 (asp 18) s. 56 (2).

(59) *Ibid.*, s. 54 (6) (a).

(60) *Ibid.*, s. 56 (12). 同項には担当大臣が考慮すべき事項として他に以下のものを挙げている。(a) 経済発展, (b) 復興, (c) 公衆衛生, (d) 社会的な良好状態, (e) 環境的な良好状態。

(61) *Ibid.*, s. 56 (10).

ための先買権」において、コミュニティの諸利益と個人の私的な諸利益との間のバランスを取るという決定的な役割を果たすものとなった⁽⁶²⁾が、それは両者間の対立構造を解消するまでには至っていない。土地改革に対しては、財産権を侵害されたとする訴えがこれまでも複数提起されている。次章では以上の法改革の展開を踏まえた上で、関連する判例について検討する。

2. 判 例

(1) 概説

スコットランドにおける土地改革と人権規定上の財産権との間に生じている争いについて述べる前に、まず概要を整理しておく。スコットランドにおける土地改革は人権アプローチを採用しており⁽⁶³⁾、2016年土地改革法において定義された担当大臣が考慮すべき人権の範囲は⁽⁶⁴⁾は「欧州人権条約」⁽⁶⁵⁾(以下「ECHR」)のみを意味するのではなく、「社会的、文化的権利に関する国際規約」(以下「ICESCR」)⁽⁶⁶⁾、「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」⁽⁶⁷⁾を含み、かつその射程には国連の「持続可能な開発目標」⁽⁶⁸⁾および「国家食料安全保障における土地、漁業および森林の保有に関する責任ある管理についての任意指針」⁽⁶⁹⁾も含まれる⁽⁷⁰⁾。これ

(62) A. Ross (2020) *op. cit.*, p. 256.

(63) F. McCarthy, 'Property Rights and Human Rights in Scottish Land Reform' M. M. Combe, J. Glass and A. Tindley (eds), 2020, *op. cit.*, p. 214.

(64) Land Reform (Scotland) Act 2016 (asp 18) s. 1 (6).

(65) European Convention on Human Rights.

(66) International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights.

(67) Convention on Elimination of All Forms of Discrimination Against Women.

(68) United Nations Sustainable Development Goals.

(69) United Nations Voluntary Guidelines on the Responsible Governance of Tenure of Land, Fisheries and Forests in the Context of National Food Security.

(70) Scottish Government (2017) *op. cit.*, pp. 36-39.

はスコットランド人権委員会と土地改革委員会が足並みを合わせた解釈である。しかし、これはあくまでスコットランドにおける解釈であり、連合王国レベルで国内法化されている ECHR に基づく人権侵害の救済がスコットランドと連合王国の裁判所において直接強行されるのに対して、ICESCR やその他の国連規約に定義されている人権侵害の救済はそうではない⁽⁷¹⁾。本稿の冒頭で述べたとおり、2017年に出された政府の声明において「土地に関連する人権」は二重の構造⁽⁷²⁾を有している。核心部には市民のおよび政治的な諸権利等が含まれ、財産権の保護に関する「欧州人権条約第1議定書1条」⁽⁷³⁾（以下「ECHR (A1P1)」）もここに位置づけられる。そして外縁部の経済、社会、文化および環境に関連する諸権利が、ICESCR やその他の国連規約に規定されている。この二重構造を核心部と外縁部の対立の図式として捉え、ECHR (A1P1) が土地関連法改革を阻むものと描出することは誤りであり、同規定は土地関連法改革と協調的であるという見解もある⁽⁷⁴⁾が、連合王国および欧州人権裁判所における人権概念の法的解釈とスコットランドにおけるそれとの差異は、土地改革の展開に影響を与えている。

（2）財産権侵害が認められなかった事件

土地改革に関する人権侵害行為として訴訟が初めて提起されたのは Pairc Crofters 対 Scottish Ministers 事件⁽⁷⁵⁾においてであった。係争地となったのは、巨石が並び立つ古代遺跡で有名なルイス島の南東⁽⁷⁶⁾に位置する、豊かな自然と昔ながらの漁村が今なお残る地域である。原告の Pairc

(71) F. McCarthy (2020) *op. cit.*, p. 219.

(72) Scottish Commission for Human Rights Act 2006 (asp 16) s. 2 (2).

(73) Article 1 of the first Protocol to the ECHR.

(74) M. M. Combe, 'The Land Reform (Scotland) Act 2016', *Juridical Review*, 2016, pp. 291-313.

(75) Pairc Crofters v. Scottish Ministers [2012] CSIH 96.

(76) South Lochs, Isle of Lewis.

Crofters⁽⁷⁷⁾は係争地である Pairc Estate の相続可能所有権者である。同地は Pairc Renewables に貸借されていたが、後に風力発電施設を建設する目的で、SSE Generation に転貸された。事件は2003年初頭、同地をクロフティング・コミュニティとして購入するために Pairc Trust⁽⁷⁸⁾が創設されたことに始まる。Pairc Trust は地主である Pairc Crofters から一部の土地についての所有権を、そして借地人である Pairc Renewables からは該当する土地の借地権を入手するため、2004年に第一回目の住民投票を実施し、肯定的な結果を得た上で、翌2005年にスコットランド政府に対して先買権の行使を申請した。

しかし同年、地主である Pairc Crofters と借地人である Pairc Renewables は SSE Generation に同地を転貸した。Pairc Trust の先買権行使の申請および地主等による同地の転貸を受け、Pairc Crofters および Pairc Renewables ならびに担当大臣は土地裁判所に対し次の二点について付託した。第一、1993年クロフター（スコットランド）法（以下「1993年クロフター法」）の23条3項⁽⁷⁹⁾には、クロフトの貸借に際してクロフター委員会の承認を要すると規定されているが、本件のクロフトの転貸についてはその承認が得られていない。当該転貸を有効とすべきか否か。第二、もしもこの転貸が有効であるならば、先買権の申請者は当該転貸に関わる利益について、何をどの程度、得ることができるのか。

第一の転貸に関して、担当大臣側は、Pairc Crofters が SSE Generation に直接貸借することを避けた背景には、先買権の行使によって Pairc Trust にその借地権を取得されることを回避しようとしたのだらうと推測していたが⁽⁸⁰⁾、土地裁判所は1993年クロフター法23条3項の規定は転貸に対し

(77) 名前こそ Pairc Crofters だが、その地域のクロフターの代表というわけでは全く無い。Scottish Ministers v Pairc Trust Limited and Others [2007] SLC110/06.

(78) Pairc Estate をめぐる係争の経緯については以下。PAIRC TRUST HP（最終閲覧：2020年10月13日）<http://www.pairctrust.co.uk/history/>

(79) Crofters (Scotland) Act 1993 (c. 44) s. 23 (3).

て適用されないことを理由に適法と判断した。しかし第二の点について、Paicr Trust は転貸された部分も含めた土地に対して完全な先買権を行使し得ると判断されたため、結果として、地主側の転貸による先買権行使の回避は阻まれた⁽⁸¹⁾。

その後2007～2009年の2年間にわたり、Paicr Crofters 側と Paicr Trust の間で協議が重ねられ、両者の間に自主協定を締結した上で、Paicr Trust がクロフティング・コミュニティを代表して係争地を購入しようとしていたが、協議は難航した。Paicr Trust は Paicr Crofters 側が風力発電施設の建設計画が承認され地価が上昇するのを期待して、意図的に協議を長引かせていると結論づけ、2009年の第二回目の住民投票を経た上で翌2010年にスコットランド政府に対して先買権の行使を申請し、それが承認された。これを不服とした Paicr Crofters 側はルイス地区のシェリフ裁判所に訴えたが、同裁判所は権限移譲の問題に関わると判断し、本件はスコットランド控訴院に付託された。論点となったのは、2003年土地改革法第3章および2004年クロフティング・コミュニティ先買権（投票）（スコットランド）諸規則⁽⁸²⁾（以下「2004年諸規則」）は、ECHR（A1P1）および同条約6条1項「公正な裁判を受ける権利」に規定された原告の諸権利と矛盾するのではないか、そうであればスコットランド議会の立法権限を踰越するのではないかということである⁽⁸³⁾。

ECHR (A1P1) 「財産の保護」⁽⁸⁴⁾

すべての自然人または法人は、その財産を平和的に享有する権利を有する。

(80) Scottish Ministers v Paicr Trust Limited and Others [2007] SLC110/06, para. 87.

(81) *Ibid.*, para. 167.

(82) Crofting Community Right to Buy (Ballot) (Scotland) Regulations 2004.

(83) Paicr Crofters v. Scottish Ministers [2012] CSIH 96, para. 2.

(84) ECHR (A1P1) および ECHR 第6条については欧州人権裁判所が公開している邦訳を参考にした。（最終閲覧：2020年10月30日）https://www.echr.coe.int/Documents/Convention_JPN.pdf

何人も、公益のために、かつ、法律および国際法の一般原則で定める条件に従う場合を除くほか、その財産を奪われない。

ECHR 第 6 条「公正な裁判を受ける権利」

(1) すべての者は、その民事上の権利義務の決定または刑事上の罪の決定のため、法律で設置された、独立の、かつ、公平な裁判所による合理的な期間内の公正な公開審理を受ける権利を有する。(以下略)

原告側の主張は、スコットランド政府がコミュニティに先買権を付与する権限を有するという点について争うものではなく、*ECHR* (A1P1) および同条約 6 条 1 項「公正な裁判を受ける権利」に規定された地主の諸権利を保護するための手段に法的欠缺が存在するというものであった⁽⁸⁵⁾。

原告側が主張した具体的な法的欠缺は以下の 4 点である。第一、2003 年土地改革法および 2004 年諸規則は住民投票の指揮について、地主になんらの権限も与えていない。第二、2003 年土地改革法は担当大臣に対して地主の諸利益を考慮すべきであると義務付けていない。第三、2003 年土地改革法は、自らの事情を政府に対して説明するための適切な機会を地主に与えていない。第四、先買権の行使の申請に対し、関連する特定の政策的事項について独立した事実調査をすべきという規定がない。原告側は、これらの法の欠缺は地主が有する *ECHR* 上の権利を侵害するものであるから、政府の裁量によって補償または緩和措置が取られるべきであるとした⁽⁸⁶⁾。

原告のこれら 4 つの主張に対して、スコットランド控訴院は以下のように判断した。第一に、*ECHR* 第 6 条は、あらゆる投票に関して何らかの前提条件を定めることを議会に強制しておらず、投票の公正性と合理性が担保されていればよい。すなわち原告側の主張には理由がなく、また投票の公正性と合理性に関しては 2004 年諸規則 2 条⁽⁸⁷⁾に規定されており、*Pairc*

(85) *Pairc Crofters v. Scottish Ministers* [2012] CSIH 96, para. 26.

(86) *Ibid.*, para. 28.

(87) *Crofting Community Right to Buy (Ballot) (Scotland) Regulations 2004*, s. 2.

Trust が主催した住民投票はこの基準を満たしている⁽⁸⁸⁾。第二に、ECHR (A1P1) は、公益の評価が明らかに非合理的であってはならないという規定であり⁽⁸⁹⁾、2003年土地改革法74条2項⁽⁹⁰⁾の「公益は（たとえ小規模であっても）あらゆるセクターの利益を含む」という文言に言及し、全ての手続きの場面で、担当大臣が判断を下すにあたり考慮しなければならない公益の中には地主の諸利益も含まれているため、ECHR (A1P1) との矛盾はないとした⁽⁹¹⁾。第三に、担当大臣は、クロフティング・コミュニティからの先買権行使申請を受け取り次第、地主を含む多数の利害関係者に対して文書による見解の提出を求めること⁽⁹²⁾と、公告を通じて一般からの意見を募ること⁽⁹³⁾が義務付けられており、判断に際しては、ここで示された見解を考慮することとなる。したがって原告側には十分な意見表明の機会が与えられていた。第四に、独立した事実調査に関しては、土地裁判所がその役割を担っている⁽⁹⁴⁾とし、法の欠缺を否定した。

結論として、スコットランド控訴院は、シェリフ裁判所から付託された問題について、関連する法律および行政法における諸原則は、ECHR が求める平等性の担保についての水準を満たすものであり、矛盾はないとした⁽⁹⁵⁾。

（3）財産権侵害が認められた事件

Salvesen 対 Riddell 事件⁽⁹⁶⁾は、有限責任組合制度に基づく農地貸借契約について、2003年農業借地法の制定によって新設された借地人の権利の行

(88) Pairc Crofters v. Scottish Ministers [2012] CSIH 96, para. 31–34.

(89) *Ibid.*, para. 40.

(90) Land Reform (Scotland) Act 2003 (asp 2) s. 74 (2).

(91) Pairc Crofters v. Scottish Ministers [2012] CSIH 96 para. 37.

(92) Land Reform (Scotland) Act 2003 (asp 2) s. 73 (8) (a).

(93) *Ibid.*, s. 73 (10).

(94) *Ibid.*, s. 81 (1).

(95) Pairc Crofters v. Scottish Ministers [2012] CSIH 96, para. 68.

(96) Salvesen v Riddell [2013] UKSC 22.

使によって2003年農業借地法下の農業借地権へと移行されることを、地主が法的手続きに則して予防しようとしたが、かなわなかったために提訴された事件である。原告である Salvesen は1998年に農場を購入した。同地では以前の地主と被告である Riddell との間で有限責任組合制に基づく農地貸借契約がすでに締結されており、有限責任組合員の地位が Salvesen へと譲渡された。この農地貸借契約は組合解散の通知を以って2008年11月28日に終了することが、両者間で締結された組合協定において合意されていた⁽⁹⁷⁾。2003年農業借地法72条の新設により、有限責任組合制に基づく借地契約から農業借地法に基づく契約へと移行する権利が借地人に付与されることが明らかとなった2003年2月3日に、有限責任組合員である原告 Salvesen は無限責任組合員である被告 Riddell に対して当初の取り決め通り、組合は2008年11月28日に解散する旨を通知した。しかし、2008年12月12日に被告側から、2003年農業借地法72条6項(b)⁽⁹⁸⁾に基づく権利を行使し、農場の合有借地人となる意向が原告側へ通知された。

2003年農業借地（スコットランド）法

第72条 有限責任組合 (*a limited partnership*) に属する一定の借地人の諸権利

6項 借地権の終了が表明されているか否かに関わらず、本項が適用される場合、

(a) 借地権は効力を維持し、かつ

(b) 無限責任組合員 (*general partner*) は、組合員が有する権利に備わる借地権に基づき、借地人 (または合有借地人 (*joint tenant*)) となる。無限責任組合員は、借地権終了の表明を受けてから28日以内か、または本項が効力を生じてから28日以内 (いずれか遅い日) に、地主に対して通知を与えることで、組合員が有する権利に備わる借地権に基づき借地人 (または合有借地人) になることを表明するものとする。

(97) *Ibid.*, para. 4.

(98) Agricultural Holdings (Scotland) Act 2003 (asp. 11) s. 72 (6) (b).

2003年3月10日の草案の修正によって追加された73条は、地主による借地人への通知の送達を以って、両当事者が当初合意した期日での借地契約の終了を認めている⁽⁹⁹⁾。しかし同法72条の諸規定により、2002年9月16日から2003年6月30日の間の通知は効力を生じないものとされたため⁽¹⁰⁰⁾、2003年2月3日になされた原告の通知も有効ではないということになる。原告は同法における遡及効の適用により ECHR (A1P1) に基づく自らの諸権利が侵害されたとして、同法72条8項に基づき土地裁判所に訴えた⁽¹⁰¹⁾が敗訴したため、スコットランド控訴院に上訴した⁽¹⁰²⁾。

スコットランド控訴院は2003年農業借地法72条が ECHR (A1P1) の侵害に当たると認め、イギリス最高裁判所もその判断を基本的に支持した⁽¹⁰³⁾。最高裁は遡及効を生じさせる同法72条10項を、草案審議段階で終了通知を出した地主たちに対する懲罰的な規定であり、原告の ECHR (A1P1) に基づく権利を侵害しているとした。また最高裁は続けて、1998年スコットランド法102条の「遡及的決定を変更するための裁判所または審判所の権限」の1項 (a)⁽¹⁰⁴⁾により、あらゆる裁判所または審判所には、スコットランド議会の立法権限内にはない立法について判断を下すことが認められているとし、2項 (a)⁽¹⁰⁵⁾の、あらゆる遡及効を取り除きまたは制限することを

(99) *Ibid.*, s. 73 (3).

(100) 2003年3月10日の草案修正により73条（地主側の通知による終了規定）が追加され、同年6月4日の命令により、草案が議会提出された2002年9月16日から施行日である2003年6月30日までの間に出された終了通知は無効となることとなった。原告は、72条が草案に組み込まれることが明らかとなった2003年2月3日に通知を出していたため、遡及効の影響を受けることとなってしまった。

(101) *Salvesen v Riddell* [2010] SLC 3/09.

(102) *Salvesen v Riddell* [2012] CSIH 26.

(103) *Salvesen v Riddell* [2013] UKSC 22. 控訴院判決は72条の規定が A1P1 に抵触するというものだったが、最高裁はそれをより厳格に72条10項に限定した。
Ibid., para. 51.

(104) *Scotland Act 1998* (c. 46) s. 102 (1) (a).

(105) *Ibid.*, s. 102 (2) (a).

命じられるという規定および2項 (b)⁽¹⁰⁶⁾の、瑕疵が修正されるまで、該当するあらゆる期間および諸条件に関する決定の効力を停止しようという規定の双方について検討がなされた。最高裁は72条10項が ECHR (A1P1) を侵害する条項であることを理由に、スコットランド法29条1項⁽¹⁰⁷⁾に基づき、スコットランド議会に与えられた権限を逸脱して策定されており「法ではない」(not law)と判断した。そしてスコットランド法102条2項 (b)に基づき、72条10項の効力を停止する判決を下した⁽¹⁰⁸⁾。本判決を受けて、72条10項は2014年の農業借地法(スコットランド)法2003年修正命令⁽¹⁰⁹⁾によって廃止された。

結 論

本稿はスコットランド土地改革における人権アプローチについて考察するものであるが、結論として、Salvesen 判決を見る限り、その先行きは明るいものではない。Salvesen 判決では、イギリス最高裁によって、ECHR (A1P1) を侵害する法律に対してスコットランド法29条1項および102条2項 (d)に基づき効力の停止および修正が命じられたが、もしコミュニティ等に先買権を付与する条項について同様の訴えがイギリス最高裁になされ、関連法規が「法ではない」と判断されたならば、Salvesen 判決同様に修正の必要が生じるであろう。

Combe (2016)によれば、Salvesen 判決は、財産権侵害を認めなかった Pairc Crofters Ltd 判決が土地改革に与えた影響を幾分打ち消すものであった⁽¹¹⁰⁾。土地改革における人権アプローチは財産権も含めた広義の人権を

(106) *Ibid.*, s. 102 (2) (b).

(107) Scotland Act 1998 (c. 46) s. 29 (1).

(108) Salvesen v Riddell [2013] UKSC 22, para. 57.

(109) Agricultural Holdings (Scotland) Act 2003 Remedial Order 2014 [S.S.I. 2014/98] s. 2 (2) (c).

(110) M. M. Combe (2016) *op. cit.*, pp. 291-313.

考慮対象とし、公益性を重視しながら関連する諸利益間のバランスを取ろうとするものである。その観点から *Salvesen* 判決を見て、72条10項の遡及効によって、原告側に過剰に重い負担が生じると判断するのは誤りであるとする見解もある⁽¹¹¹⁾。なぜなら、定期借地権を新設した2003年農業借地法に基づく借地人になるということは、追加で三年間の借地期間が得られるということに過ぎないからである⁽¹¹²⁾。しかし、原告である *Salvesen* は、係争地となった農場に隣接する二つの農場をすでに購入しており、有限責任組合制に基づく借地契約が2008年11月28日に終了した後に、この三つの農場を合併させる計画であった⁽¹¹³⁾。ゆえに72条10項の遡及効によって生じる負担は、過度ではないとしても看過できるものではなかったであろう。また、本件では言及されなかったが、2003年農業借地法には、24条以下に借地人による土地の先買権についての規定が新設されており、無限責任組合員が農業借地法に基づく借地人に移行すれば必然的に先買権が付与されることとなる。

人権アプローチは司法の場で通用する法理論を未だ備えておらず、行政的な判断基準として依拠するにも、対象とする範囲が曖昧かつ広範に及んでおり、法実務において採用するにはあまりに不明瞭な基準であると言わざるを得ない。スコットランド政府もその点については認識しているものの、人権アプローチに関する声明の中ではあえて司法的な紛争解決についての言及を避け⁽¹¹⁴⁾、近年では利害関係者に向けた合意形成のためのガイダンスを複数公開している。現在の司法制度では、ECHR (A1P1) に関わる紛争について、最終的にイギリス最高裁での判断に委ねられることになるため、紛争が法廷へと持ち込まれることは人権アプローチを柱とした土地改革の推進を目指すスコットランド政府にとって望ましいことではない

(111) A. McHarg and D. Nicolson, 'Salvesen v Riddell', *Scottish Feminist Judgments*, 2019, p. 11.

(112) *Agricultural Holdings (Scotland) Act 2003* (asp 11), s. 8 (6) and (7).

(113) *Salvesen v Riddell* [2013] UKSC 22, para. 5.

(114) *Scottish Government* (2017) *op. cit.*, p. 40.

のであろう。この傾向は権限移譲とも関連するテーマであり、その点も踏まえた研究は今後の課題としたい。

〔謝辞〕本研究はJSPS 科研費18H00793「農地の法的社会的管理システムの比較研究」の助成を受けたものです。